

# 次期介護報酬改定に向けた 収支差率の適正な報告

2026年1月19日、21日、22日、23日



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会



一般社団法人 高齢者住宅協会

# 本日の流れ

---

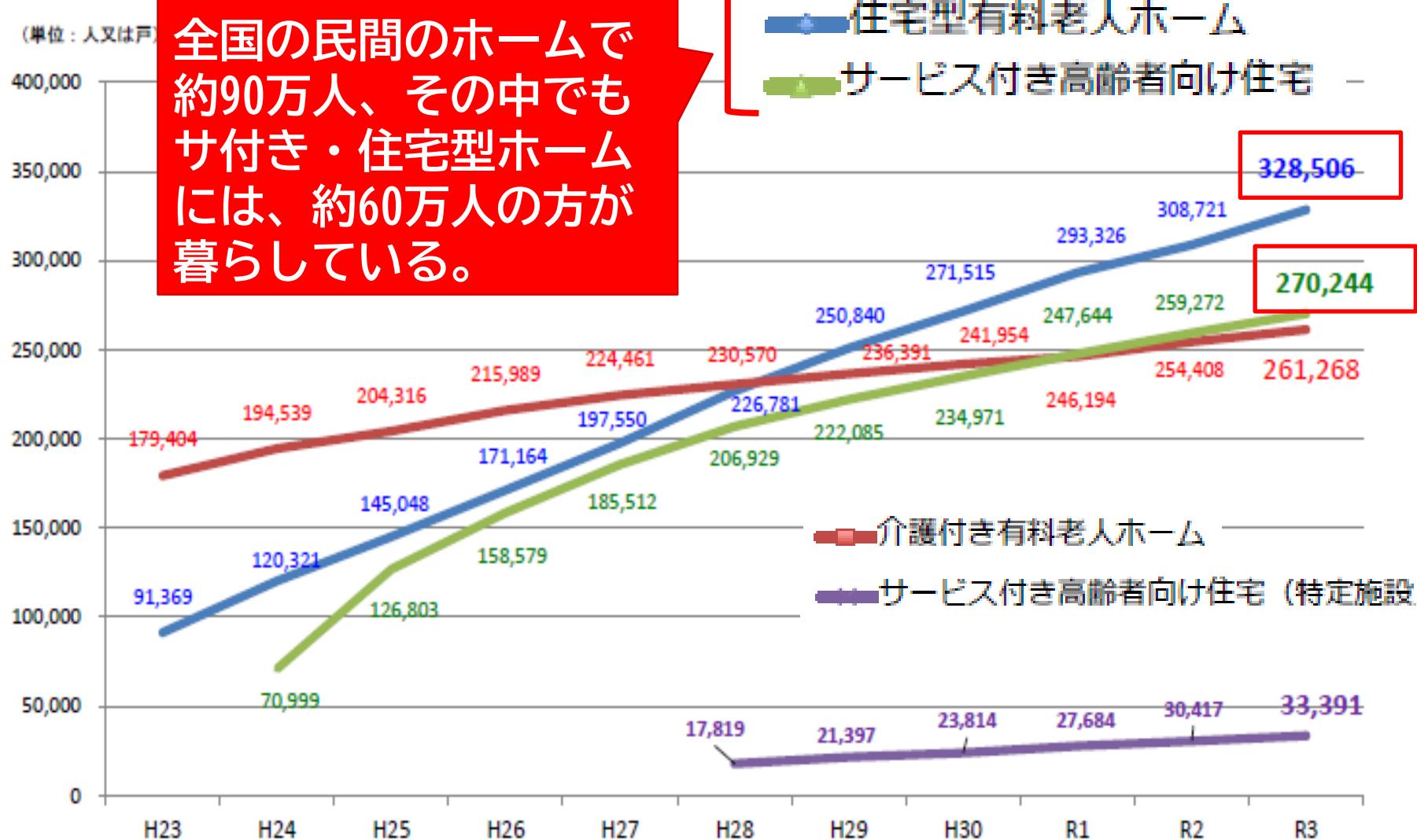
- I サービス外付け型ホームの現状
- II 2024年度介護報酬改定の振り返り
- III 訪問系サービスにおける基本報酬減
  - + 同一建物減算の適用拡大の理由
- IV 次期介護報酬改定に向けて皆様が対応すべきこと
- V 介護事業経営実態調査
- VI まとめ

---

# I サービス外付け型ホームの概況

# 1. 全国の高齢者向け住まいの利用者数

## 本テーマの対象ホーム利用者数



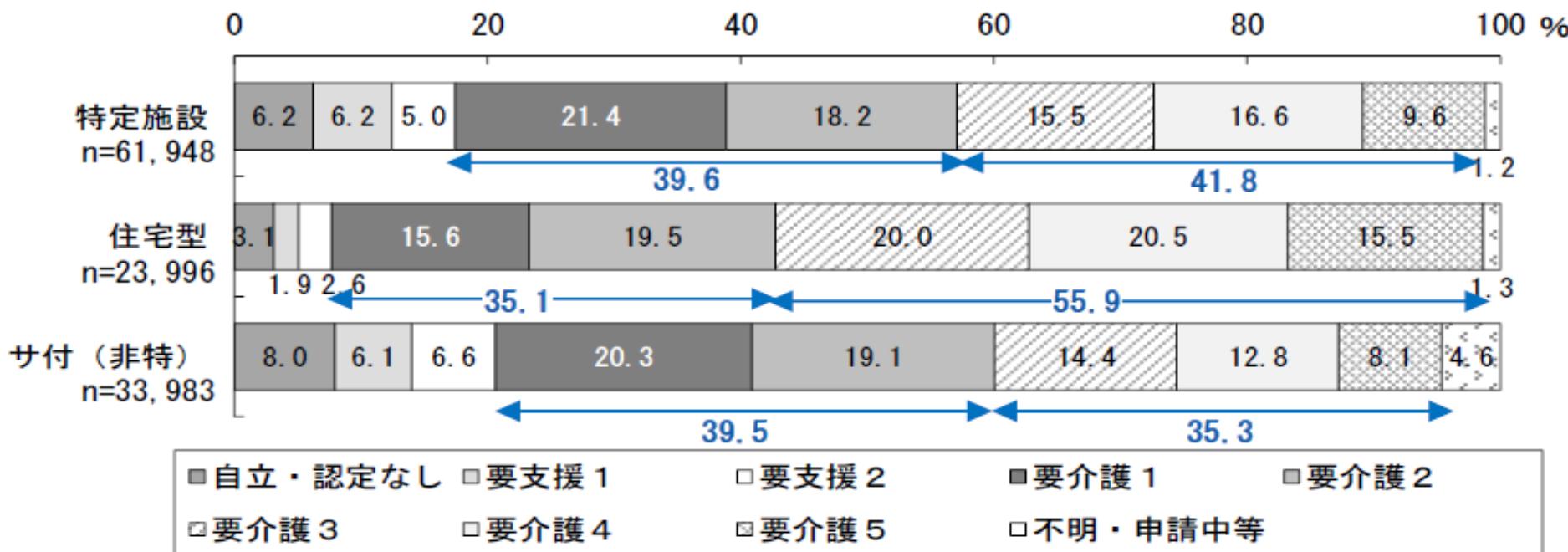
【出典】社会保障審議会 介護給付費分科会（第221回：令和5年8月7日）資料から

## 2. ご入居者の要介護度別割合

### 高齢者向け住まいにおける要介護度別割合

- いずれの施設類型でも、要介護1、要介護2が占める割合が高く、特定施設で39.6%、住宅型で35.1%、サ付（非特定）で39.4%を占めている。要介護3以上の重度者の割合は、住宅型で55.9%、特定施設で41.8%、サ付（非特定）で35.3%と、特定施設よりも住宅型の方が高い割合となっている。

図表 92 要介護度別入居者数(人数積み上げ)



【出典】令和6年度高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業報告書

---

## **II 2024年度介護報酬改定の振り返り**

# 1. 2024.4.25の高齢者住宅新聞社オンラインセミナーから

## 2024年度介護報酬改定のポイント

- ① サービス収益に応じた配分 } 困っているところに分配
  - ② 処遇改善改定 }
  - ③ 生産性向上 }
- 介護人材確保対策

改定率については、全体で1.59%（そのうち、介護職員の処遇改善分0.98%、  
その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%）を確保。

介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、介護職員以外の賃上げも可能となるよう、改定財源のうち0.61%は基本報酬に配分する、とされた。

## 2. 訪問介護、定期巡回の基本報酬

基本報酬は下がった

訪問介護

		現行単位数	改定後
身体介護	20分未満 20分以上30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 以降30分を増すごとに算定	167単位/回 250単位/回 396単位/回 579単位/回 84単位/回	163単位/回 244単位/回 387単位/回 567単位/回 82単位/回
生活援助	20分以上45分未満 45分以上 身体介護に引き続き生活援助を行った場合	183単位/回 225単位/回 67単位/回	179単位/回 220単位/回 65単位/回
通院等乗降介助	-	99単位/回	97単位/回

定期巡回

一体型事業所 (訪問看護なし)	現行	改定後	一体型事業所 (訪問看護あり)	現行	改定後
要介護1	5,697	5,446単位/月	要介護1	8,312	7,946単位/月
要介護2	10,168	9,720単位/月	要介護2	12,985	12,413単位/月
要介護3	16,883	16,140単位/月	要介護3	19,821	18,948単位/月
要介護4	21,357	20,417単位/月	要介護4	24,434	23,358単位/月
要介護5	25,829	24,692単位/月	要介護5	29,601	28,298単位/月

連携型事業所 (訪問看護なし)	現行	改定後
要介護1	5,697	5,446単位/月
要介護2	10,168	9,720単位/月
要介護3	16,883	16,140単位/月
要介護4	21,357	20,417単位/月
要介護5	25,829	24,692単位/月

夜間訪問型（新設）	改定後
基本夜間訪問型サービス費	989単位/月
定期巡回サービス費	372単位/月
随時訪問サービス費（I）	567単位/月
随時訪問サービス費（II）	764単位/月

訪問介護、定期巡回の処遇改善加算は、今回の改定で高い加算率とされた。

賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等を取得要件とする14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定された。

### 3. 通所介護、居宅介護支援の基本報酬

基本報酬は微増、しかし・・・

通所介護

		現 行	改 定 後
通常規模型	要介護1	655単位	658単位
	要介護2	773単位	777単位
	要介護3	896単位	900単位
	要介護4	1,018単位	1,023単位
	要介護5	1,142単位	1,148単位
大規模型 I	要介護1	626単位	629単位
	要介護2	740単位	744単位
	要介護3	857単位	861単位
	要介護4	975単位	980単位
	要介護5	1,092単位	1,097単位
大規模型 II	要介護1	604単位	607単位
	要介護2	713単位	716単位
	要介護3	826単位	830単位
	要介護4	941単位	946単位
	要介護5	1,054単位	1,059単位

基本報酬は微増。  
しかし  
個別機能訓練加算(I)口について、  
機能訓練指導員の配置は緩和されたものの  
9単位／日の減算

居宅介護支援

		現行	改定後
居宅介護支援費(I)	居宅介護支援(i) a 要介護1又は2	1,076単位/月	1,086単位/月
	b 要介護3, 4又は5	1,398単位/月	1,411単位/月
	居宅介護支援(ii) a 要介護1又は2	539単位/月	544単位/月
	b 要介護3, 4又は5	698単位/月	704単位/月
	居宅介護支援(iii) a 要介護1又は2	323単位/月	326単位/月
	b 要介護3, 4又は5	418単位/月	422単位/月
	居宅介護支援(i) a 要介護1又は2	1,076単位/月	1,086単位/月
	b 要介護3, 4又は5	1,398単位/月	1,411単位/月
	居宅介護支援(ii) a 要介護1又は2	522単位/月	527単位/月
	b 要介護3, 4又は5	677単位/月	683単位/月
居宅介護支援費(II)	居宅介護支援(iii) a 要介護1又は2	313単位/月	316単位/月
	b 要介護3, 4又は5	406単位/月	410単位/月
介護予防支援費	地域包括センターが行う場合	438単位/月	442単位/月
	指定居宅介護支援事業所が行う場合	新規	472単位/月

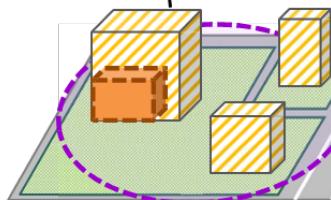
## 4. 集合住宅等へのサービス提供時における12%減算の新設

減算区分新設

併設、隣接している集合住宅等へのサービスに対する割合に応じて同一建物減算の幅が拡大された。

現行(例)

- ① 事業所と同一建物等に居住する利用者49人  
⇒ 10%減算



利用者が54人の事業所の場合

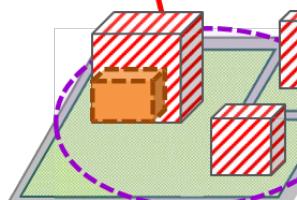
- ①以外の同一の建物に居住する利用者3人  
⇒ 減算なし



住宅  
利用者2人  
⇒ 減算なし

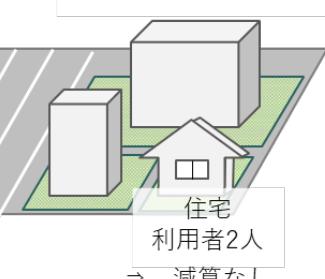
改定後(例)

- ④ 事業所と同一建物等に居住する利用者49人  
 $(49 / 54 = 9\text{割以上であるため})$   
⇒ 12%減算



利用者が54人の事業所の場合

- ①以外の同一の建物に居住する利用者3人  
⇒ 減算なし

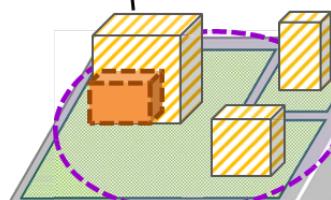


住宅  
利用者2人  
⇒ 減算なし

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

- ② 事業所と同一建物等に居住する利用者50人  
⇒ 15%減算

- ③ ①以外の同一の建物に居住する利用者20人  
⇒ 10%減算



利用者が90人の事業所の場合

集合住宅  
利用者10人  
⇒ 減算なし

住宅  
利用者10人  
⇒ 減算なし

減算の内容

算定要件

10%減算 ①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）

15%減算 ②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合

10%減算 ③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

12%減算 ④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの



減算とならないもの

---

### III 訪問系サービスにおける基本報酬減 + 同一建物減算の適用拡大の理由

# 1. 訪問系サービスにおけるマイナス改定の世間での理由

世論で言われていることは？（Yahoo!ニュース等）

- 訪問系サービスの収支が相対的に良好であったから・・・
- 収支率（利益率）が高いのは、効率性がいい住宅型やサ高住への併設型多いためとみられており・・・
- 利益率が高いのは、サ高住等の訪問介護です。一軒一軒訪問する在宅ヘルパーより、集中しているサ高住のヘルパーのほうが利益率が高いのは当然です・・・

なぜ訪問介護の収益が引き下げる?

解説

高利益の要因 資金力のある大規模事業者

サービス付き高齢者向け住宅  
→職員の移動コストも削減 高い収益性

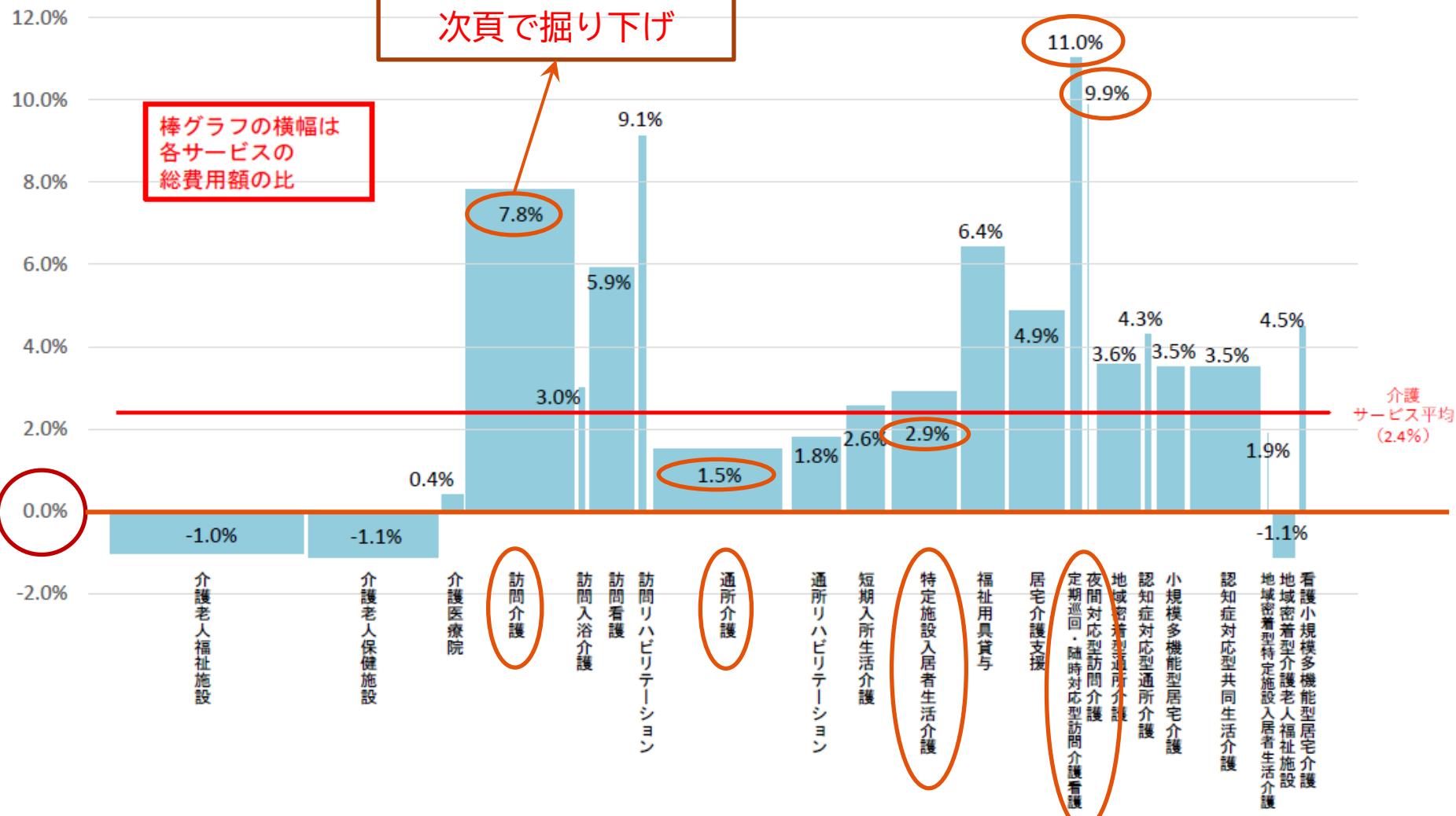
都市部は利用者が密集  
→主に「自転車移動」で訪問可能



## 2. 全サービスにおける収支差率（利益率）

### 介護サービスごとの収支差率の比較（令和4年度決算）

【収支差率】



(出所) 介護サービス施設・事業所の収支差率は厚生労働省「令和5年度介護事業経営実態調査」、各サービスの総費用額の比は「介護給付費実態統計」より。

(注) 介護事業経営実態調査の収支差率は「コロナ関連及び物価高騰対策関連補助金を含まない税引き前収支差率」。

### 3. 同一建物減算適用有無別の収支差率

#### 訪問介護における同一建物減算の算定有無別の収支差率

- 訪問介護の同一建物減算の算定有無別の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む））は、同一建物減算（10%のみ）算定の場合に8.5%、それ以外の事業所では5.3%という状況。  
※収支差率について訪問介護全体では6.1%、全サービスの平均は3.0%。

同一建物減算なし

令和3年度決算

同一建物減算あり

		同一建物減算 (10%のみ)	左記以外の事業所
1 I 介護事業収益	(1)介護料収入	4,054	2,480
2	(2)保険外の利用料	35	31
3	(3)補助金収入 <small>(新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)</small>	5	1
4	(4)介護報酬査定減	-1	-0
5 II 介護事業費用	(1)給与費	2,872	70.1%
6	(2)減価償却費	43	1.0%
7	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-1	-1
8	(4)その他	743	18.1%
9	うち委託費	96	2.3%
10	うち派遣委託費【P】	62	1.5%
11 III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	6	2
12 IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	12	3
13 V 特別損失	(1)本部費繰入	94	65
14 収入 ①= I + III		4,099	2,513
15 支出 ②= II + IV + V		3,762	2,390
16 差引 ③=①-②		337	8.2%
17 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		10	10
18 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'		347	8.5%
19 法人税等		41	1.0%
20 法人税等差引 ④=③' - 法人税等		307	7.5%
21 有効回答数		132	376
※ 比率は収入に対する割合である。			
※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。			
※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。			
22 延べ訪問回数		1,240.5回	614.9回

5.3%

8.5%

## 4. 訪問系サービスに関する収支差率のまとめ

まとめますと、実際は・・・

### ■ 訪問介護の収支

- ・ 同一建物減算がある場合 ⇒ +8.5%
- ・ 同一建物減算がない場合 ⇒ +5.3%
- ・ 訪問介護全体 ⇒ +7.8%

### ■ 介護サービス全体の平均収支 ⇒ +2.4%

## 5. 訪問系サービスにおけるマイナス改定の**正確な理由**

利益率に応じ財源を分配する際に！

- 訪問系サービスの収益は、サービス全体平均より高い。
  - さらに集合住宅向けは、より収益性が高い運営。
- 、 、 というデータが出ている。

そのデータの基は？

- 他でもない、皆さまから国へ報告いただいた数字が基となっている。

よって

- 訪問介護全体が、集合住宅併設の訪問系サービスに引きずられて、マイナス改定となった**風評**（ニュース等）は、100%の事実ではない。

## 6. 訪問系サービスにおける改定で国が目指したもの

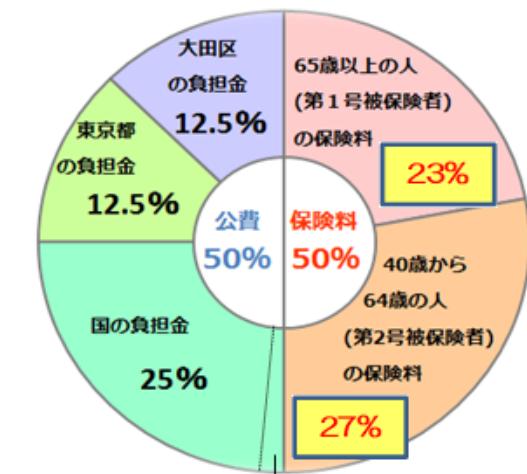
公金を預かり、公平に分配する責任を負っている国の立場として・・・

課題は・・・

- 収益性に応じて、財源を行き渡らせる必要がある。
- サービス供給が足りない訪問介護を、できるだけ地域に行き渡らせる必要がある。

出された答えが・・・

うち5%程度を調整交付金として  
区市町村の格差を是正します。



財源の半分が保険料です。

※施設給付費については国(20%、うち5%の調整交付金含む)、東京都(17.5%)の割合です。

【出典】東京都大田区ホームページから

- 収益性に応じた財源の配分

- 集合住宅向けの訪問系サービスの一部を地域へ展開

訪問系サービスのマイナス改定

同一建物減算の適用幅の拡大

## 7. ここまでまとめ

- 以下は一定理解できることかと考えています。
  - ⇒ 集住化のサービスが、個別住宅のサービスに比べて、居室間の移動効率性が考慮された。
  - ⇒ 個別住宅へのサービス供給を確保するため、報酬面で考慮された。
- その一方で、私たちが展開する「独居のご高齢者を支える集住化によるサービス」ニーズは間違いなく存在する。
- よって、財源の分配にあたって、正しいデータで判断する環境を、私たち一人ひとりが作って行く必要がある。
  - ⇒ データは私たち事業者からの報告の集合であり、幅広い層からのデータが集まらなければ正しい判断材料とならない可能性が高い。
  - ⇒ 例として、大手社任せにすると、スケールメリットがはたらく比較的良好な数値の集合となってしまう可能性等。

---

## IV 次期介護報酬改定に向けて皆様が対応すべきこと

# 1. 行政への適正な数値報告（全員参加になっているか？）

まず、はじめに・・・

- 最終利益が10%弱であった実感はありますでしょうか？
- 他でもない皆さまから国への報告の集積がこの結果になっている。

こんな考えは、ないでしょうか・・・

- 地域で集合型サービスを展開し、独居高齢者を支え、頑張っている事業者の実態を、国は把握しているのか・・・
- 分かっていたらマイナス改定などできないはずである・・・
- 日々忙しいなかで、細かい数値を報告している余裕はない・・・
- 数値報告等は中堅や大手に任せれば・・・

## 2. 行政への適正な数値報告（全員参加が必須！！）

繰り返しになりますが・・・

- 国は国民から預かった税金、介護保険料といった公金を、できるだけ公平に分配する義務を負っている。
- データに基づいた分配を行う必要があり、逆に、データからではなく、声の大きさで分配が左右される状態は避けなければならない。
- 私たち事業者が、出来るだけ正しいデータの報告を行うことは、公金の公平な分配を行ううえでの義務といつても過言ではない。
- 令和5年度に出された収支差率が正しい報告に基づくものであれば、介護報酬の減算や同一建物減算のさらなる適用拡大も受け入れざるを得ません。しかし、私たちの報告が不十分や不正確であったため、納得しづらい結果となっているのでは。そのためには正確な報告を行うことが一層重要です。

※ 審判、ルールを作る側の考え方を知ることは大切だと考えます。

### 3. サービス外付け型ホーム運営での訪問系サービスのコストの考え方

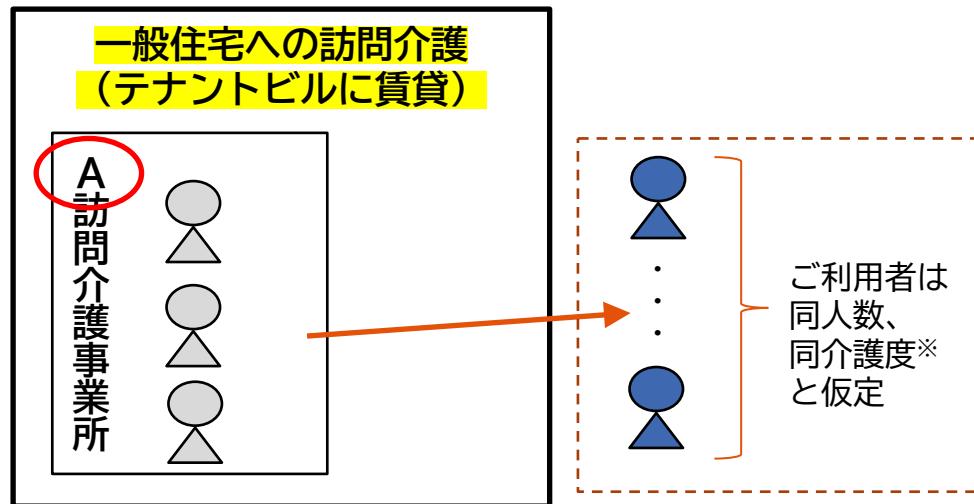
訪問系サービスを運営している事業所（一般住宅向け、集合住宅向け）は小規模な運営法人が多いことから、以下等のコストを適切に反映させた収支差率を提出できていない可能性がある。そもそも、提出されていない可能性も想定される。

①	本部コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 法人全体を運営するためのコスト（役員報酬、職員を採用するためのコスト等）</li><li>■ 家賃・管理費・介護報酬等の売上につながる。</li><li>■ 本部で一括計上しているコストが訪問系サービスの費用として計上されていない可能性。</li></ul>
②	営業コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>■ ご入居者を募るためにのコスト。</li><li>■ 家賃・管理費・介護報酬等の売上につながる。</li><li>■ 外付け型ホームで、同コストは訪問系サービスの費用として計上されていない可能性。</li></ul>
③	賃料	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 外付け型ホームにおいて、近隣相場家賃相当額が訪問系サービスの費用として計上されていない可能性。</li></ul>
④	人件費	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 外付け型ホームにおいて、ホーム兼務者の割合等が考慮されていない可能性。</li></ul>

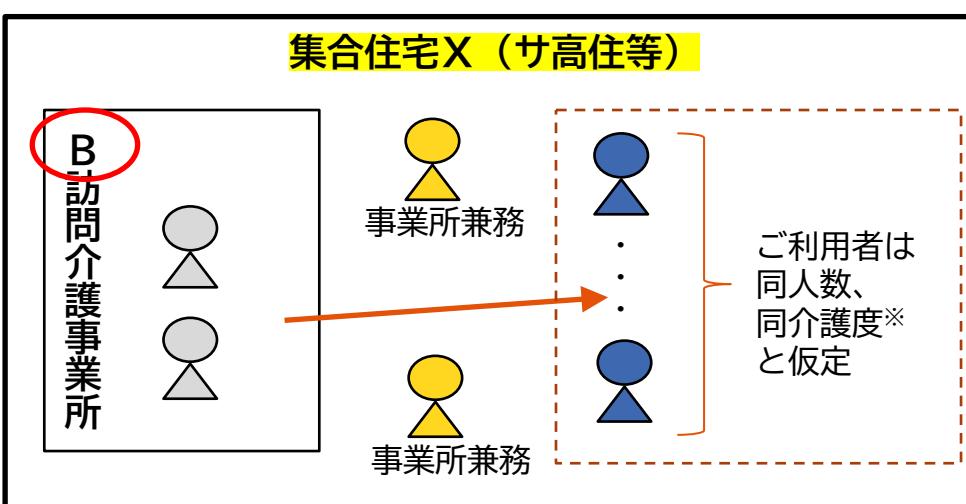
社内の管理会計において、便宜上、場所代・営業コスト・職員採用コスト等を一律ホーム経費として計上することはあるものの、介護報酬の売上を得るために、場所代がかからない、お客様を集めるためのコストがかからない、職員を集めるコストがかからない等の状況は、併設サービス事業所の収支を適切に把握するうえで不合理である。

#### 4. 訪問系サービスにおける集合住宅向けと一般住宅向けにおける収支

以下図表のとおり、本部コスト、営業コスト、賃料、人件費において、適切な費用の報告がなされていない可能性がある。



①	本部 コスト	A) 未計上のケースが多いものと想定される。 B) 同上
②	営業 コスト	A) 居宅向け営業のチラシ料等が計上されていると想定される。 B) 未計上のケースが多いのでは。本来はご入居者集客に係るコストの費用按分が適切。
③	賃料	A) テナントビルの家賃支払分が計上されていると想定される。 B) 未計上のケースが多いのでは。本来は近隣相場家賃の費用按分が適切。
④	人件費	A) 3名分が計上されていると想定される。 B) 2名分のみ計上しているケースが多いのでは。本来は兼務職員の按分を含めることが適切。



## 5. 収支差率の提出方法（介護サービス事業者経営情報での報告要領の例示）

### 例：介護サービス事業者経営情報（右図）

介護保険最新情報Vol. 1297にて示されたとおり、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること等とされており、令和6年4月1日より施行されている。現在は、上記「1」の介護事業経営実態調査の補足として運用が開始されるもの。

#### ■ 前スライドでいう

- ・賃料や営業コストは  
⇒「その他費用」へ
- ・本部コストは  
⇒「その他費用」及び  
「うち本部費」へ
- ・計上が必要となる。

#### 7. その他（企業会計原則、公益法人会計基準 等）

（注）前記1～6の会計基準を採用されている事業者においても、どの項目に含めるか判断に迷う場合は、以下を参考にされたい。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
介護事業収益	介護事業収益に係る収益
うち施設介護料収益※	介護保険施設にかかる介護報酬収益、利用者負担収益
うち居宅介護料収益※	介護保険上の居宅サービスに係る介護報酬収益、利用者負担収益
うち居宅介護支援介護料収益※	居宅介護支援及び介護予防支援に係る介護報酬収益
うち保険外収益※	介護保険サービスの利用者等利用料収益、食費や居住費収益等

（中略）

その他費用	介護事業費用のうち、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したもの
うち材料費※	利用者給食のための食材及びおむつ、タオル等の介護用品、医薬品の費用、カテーテル、ガーゼなどの1回毎に消費する診療材料、衛生材料の消費額
うち給食材料費※	利用者給食のための食材及び食品の費用
うち研修費※	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費※	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
うち車両費※	乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額※	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となつた金額 ※税抜会計の場合のみ計上

「別紙：行政への数値報告の整理」参照

## 6. サービス外付け型ホームの収支サンプル

- 居室数：50室、家賃：7万円、管理費：5万円 （オーナーへの家賃設定は満室入居家賃の80%）
- 入居数：40名※（入居率：80%）のうち90%（36名）が併設事業所を利用、介護保険収入は限度額の80%平均試算
- 管理者※はフロア管理、相談員、ライン、スタッフ業務等を兼務
- 介護職員※はライン、スタッフ業務等を兼務
- 各費用は当該法人の事業運営に応じた按分を実施
- ※ 収支は税引き前、経費按分の考え方は個社によって異なる。

これを提出!!

サービス外付け型ホーム（訪問介護事業所併設型）における50居室規模ホームの入居率80%の収支サンプル

単位：千円

収益費用項目	全体損益	按分損益		収益費用算出の考え方
		建物部分	介護事業所部分	
家賃収益	33,600	33,600	0	70,000円×40室×12か月で計算
管理費収益	24,000	24,000	0	30,000円×40室×12か月で計算
介護保険収益	73,440	0	73,440	70,000円×36室×12か月で計算（平均介護度2.5、同一建物減算10%）
食堂収益	29,200	29,200	0	食2000円で×40名×365日で計算
その他収益（雑費）	5,000	5,000	0	
収益合計	165,240	91,800	73,440	
地代家賃（面積按分）	33,600	30,240	3,360	家賃は入居家賃の80%で計算、面積割合から9:1で計算
水道光熱費（面積按分）	3,360	3,024	336	家賃の10%、面積割合から9:1で計算
人件費 /含む法定福利費	ホーム長人件費（事業所按分）	6,000	3,000	600万円（50万円/名・月）責任配分から1:1で計算
	管理者人件費（勤務時間按分）	14,400	4,752	180万円/名・年（40万円/名・月）×3名（フロア管理、相談員）
	職員人件費（建物スタッフ）	4,200	4,200	420万円/名・年（35万円/名・月）×1名（スタッフ業務等）
	職員人件費（介護事業所）	48,300	48,300	420万円/名・年（35万円/名・月）×11.5名（介護職員）
給食費	食堂委託費	12,556	12,556	食堂収入の43%で計算
	食堂材料費	14,600	14,600	食堂収入の50%で計算
一般経費	職員募集費（事業所按分）	5,000	0	100万円/名にて計算（採用の半数を職業紹介経由にて計算）
	入居募集費	2,000	2,000	20万円/名（紹介会社、広告等）
	消耗品費（面積按分）	4,000	3,600	面積割合から9:1で計算
	その他(リース費用等)（面積按分）	4,000	3,600	面積割合から9:1で計算
本部経費（売上按分）	13,223	7,934	5,289	本部経費は売上の8%を計上、売上割合から6:4で計算
費用合計	165,239	89,506	75,733	
収支	1	2,294	-2,293	
収支差率	0.0%	2.5%	-3.1%	

現在、多くのサービス事業所併設ホームでは自費部分、公費部分の勘定は明確化していないと想定される。

## 7. 次回（令和9（2027）年度）介護報酬改定までの流れ（想定）

	<u>1. 基本方針の策定（社会保障審議会）</u>
	厚生労働省の社会保障審議会「介護給付費分科会」で議論開始。
	介護保険制度の持続可能性や、現場課題（人材確保、質の向上、効率化など）を踏まえ、改定の基本的な方向性が検討されます。
	高住連では、定期的に厚生労働省などと意見交換を行いながら、現状をお伝えしています。
	<u>2. 調査・データ収集（厚労省・研究機関）</u>
2026年5月～	<b>介護事業経営実態調査（収支差率の分析）の実施</b>
	対象事業所に調査票が送付されます
	<u>3. 分科会での議論（春～冬）</u>
	「人材確保」「物価高対応」など社会情勢に応じたテーマを反映し、サービスごとの論点を整理
2026年8～9月	・業界団体からの要望聴取
	介護給付費分科会にて業界団体へのヒアリングが行われます
2026年11月頃	・実態調査の集計結果公表
	「介護事業経営調査委員会」での議論を経て、「介護給付費分科会」で検討される。
2026年12月頃	<u>4. 厚労省案の取りまとめ</u>
2026年12月末頃	「介護報酬改定案」として具体的な加算・減算、算定要件を分科会で審議し、了承を得る。
2027年1月頃	<u>5. 正式な「報酬改定の内容」確定</u>
	介護給付費分科会 → 社会保障審議会本体 → 厚労大臣へ答申（1月頃）
2027年2月末頃	<u>6. 「報酬単位」の確定</u>
2027年3月～	厚労省が「告示」として報酬単価を定め、「Q&A」、算定要件の「解釈通知」を発出。
2027年4月1日～	<u>7. 施行</u>

---

▽ 介護事業経営実態調査

# 1. 介護事業経営実態調査とは

## 1. 調査の目的

介護事業者の運営実態・経営状況を把握し、報酬改定や制度見直しの基礎資料となるもの。

## 2. 令和5年度介護事業経営実態調査は、以下のように実施されました。

### (1)調査の基本方針

- ・令和4年度概況調査を基本に構成
- ・形式的修正、一部項目追加（◎）を行い継続性を確保

### (2)主な調査分野

- ①施設の概要：開設年月、経営主体、新型コロナ影響、会計区分、併設サービス
- ②建物の状況：建築年月、保有形態、延べ床面積
- ③職員数・給与：職種別配置、給料・手当・賞与・福利費
- ④収支の状況：介護料収入、補助金、特別損益、減価償却費
- ⑤特別項目：コロナ・物価高騰補助金、法人本部費用の明確化

### (3)変更点（◎新設）

- ・拠点区分間繰入金収支（収益・費用）の追加
- ・法人本部経費の範囲（役員報酬・退職金手当等）を明確化
- ・コロナ・物価高騰対策補助金の内訳把握

## 3. 令和8年度調査要領の詳細は、令和8年（2026年）2月中旬ごろに示される予定ですが、調査内容に大きな変更は予定されていません。

## 2. 調査対象事業所について

### 1. 令和5年度介護事業経営実態調査の抽出率

介護保険サービス類型	抽出率
介護老人福祉施設	1/4
介護老人保健施設	1/4
介護医療院	1/1
訪問介護	1/10
訪問入浴介護	1/2
訪問看護	1/10
訪問リハビリテーション	1/2
通所介護	1/10
通所リハビリテーション	1/5
短期入所生活介護	1/7
特定施設入居者生活介護	1/4
福祉用具貸与	1/2
居宅介護支援	1/20
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	1/1
夜間対応型訪問介護	1/1
地域密着型通所介護	1/10
(再掲) 療養通所介護	1/1
認知症対応型通所介護	1/2
小規模多機能型居宅介護	1/2
認知症対応型共同生活介護	1/12
地域密着型特定施設入居者生活介護	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	1/2
看護小規模多機能型居宅介護	1/1

令和5年度調査は、層化無作為抽出法により、  
左図の抽出率で、対象となった事業所に調査  
票が送付されました。

(例)

- 訪問介護  
届出事業所の1/10
- 特定施設入居者生活介護  
届出事業所の1/4

令和8年度調査も同様の抽出率となる見込み。

調査票は対象となった「事業所」に  
5月～6月頃送付されます。



- 皆様の事業所にも、調査票が送られてくる可能性があります。
- 本部としっかり連携してください。
- 多店舗展開している法人は、本社一括送付の登録制度をご活用ください

---

## **具体的な回答方法 (令和5年度調査を参考に)**

次ページからは、実際に調査票が送られてきた場合の  
対応方法・留意事項を具体的にご説明します

# 1. 調査対象事業者への送付物

統計法に基づく一般統計調査

介護事業実態調査  
(介護事業経営実態調査)  
令和5年5月調査

④-330

政府統計

居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）

統計法に基づく国の統計調査です。  
調査票情報の秘密の保護に万全を  
期します。

調査対象サービスは  
特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護  
です。

右に印字した項目は、必ず正確に記入して下さい。  
誤りや訂正がございましたら、恐れ入りますが、朱書きで修正をお願い申し上げます。  
また、空欄の場合はご記入をお願い申しあげます。

事業所番号	1234567890
施設名	○○○○○
所在地	東京都千代田区×××1-1
法人名	○○○○○
法人番号	1234567890123

ID	1234567890
パスワード	○○○○○

お手数をおかけしますが、下の(1)～(5)に必ずご記入をお願いいたします。

(1) 電話番号 : \_\_\_\_\_ ( )  
(2) FAX番号 : \_\_\_\_\_ ( )  
(3) Eメールアドレス : \_\_\_\_\_ @  
(4) 回答担当者 : ご氏名 (役職 : \_\_\_\_\_)  
(5) 調査対象サービスの活動状況 (令和5年5月1日時点)  
(下の1～3のいずれか1つに○)

1. 活動中 2. 休止 3. 廃止

※2・3の場合、今回の調査に記入していただく必要はありませんので、  
このまま調査票を返送してください。

1. 電子調査票での提出期限は『令和5年7月7日』までとなります。  
調査専用サイト(<https://r5-keiei kaigo-survey.net>)からダウンロードした  
電子調査票(エクセル)に記入し、アップロードによるご提出をお願いいたします。  
2. 上記のほか、紙の調査票は『令和5年6月30日』までにご投函ください。

送付される調査票には、  
調査対象となる介護保険サービス名・事業所番号なども記載され  
ています。  
ここでは、  
**「居宅サービス・地域密着型サービス（福祉関係）調査票」**  
でご説明します。

ちなみに  
令和5年度調査では以下の5種類から対象サービスの調査  
票が送付されました。

## ① 介護老人福祉施設 調査票

介護老人福祉施設(特養)を運営する事業者が対象

## ② 介護老人保健施設 調査票

介護老人保健施設(老健)を運営する事業者が対象

## ③ 介護医療院 調査票

介護医療院を運営する事業者が対象

## ④ 居宅サービス・地域密着型サービス（福祉関係）

### 調査票

介護職員や生活支援サービスを担う事業者が対象

## ⑤ 居宅サービス・地域密着型サービス（医療関係）

### 調査票

医師・看護師・リハ職など医療系スタッフを  
配置する事業者が対象



## 2. 調査票の全体構成

(調査項目)

- (1) 事業所の概要
- (2) 会計方法
- (3) 対象サービスの利用状況
- (4) 調査対象以外の併設サービスの利用状況
- (5) 対象サービスの使用面積
- (6) 対象サービスの職員数と人件費
- (7) 対象サービスの介護保険収入
- (8) 介護保険以外の収入
- (9) 費用

(注意)

収入や支出の記入欄はありますが、  
「収入合計」「支出合計」「収支差率」を記入する欄はありません。

# (1) 事業所の概要

## 問1 施設の概要についておうかがいします。

(1) 開設年月を西暦で記入してください。

西暦  年  月

(2) 経営主体として該当する番号に○をつけてください。

- |                      |                  |                    |
|----------------------|------------------|--------------------|
| 1. 都道府県              | 6. 医療法人          | 10. 営利法人           |
| 2. 市区町村              | 7. 社団・財団法人       | 11. 特定非営利活動法人(NPO) |
| 3. 広域連合・一部事務組合       | 8. 農業協同組合及び連合会   | 12. その他の法人         |
| 4. 社会福祉協議会           | 9. 消費生活協同組合及び連合会 | 13. 1~12以外         |
| 5. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) |                  |                    |

(3) 調査対象サービスにおける令和4年度の新型コロナウイルス感染症の発生による影響についてお伺いします。

①調査対象サービスにおける令和4年度の新型コロナウイルス感染症の陽性者等の発生状況について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1 | 利用者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した   |
| 2 | 利用者に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した |
| 3 | 利用者に感染・濃厚接触の疑いがある者が発生した     |
| 4 | 職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した    |
| 5 | 職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した  |
| 6 | 職員に感染・濃厚接触の疑いがある者が発生した      |
| 7 | 1~6のいずれにも該当はない              |

②調査対象サービスにおける令和4年度の新型コロナウイルス感染症による施設・事業所運営への影響について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 行政からの要請によるサービスの一時休止を行った                |
| 2 | 施設・事業所の判断によるサービスの一時休止を行った              |
| 3 | 施設・事業所の判断による営業時間の短縮や利用定員の縮小等の運営の縮小を行った |
| 4 | 利用者・家族の希望によるサービスの休止・縮小を行った             |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症の影響でサービス利用者が減少した           |
| 6 | 近隣事業所等における休業や感染者等の発生に伴い利用者の受け入れを行った    |
| 7 | 1~6のいずれにも該当はない                         |

(4) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号に○をつけてください。

3. を選んだ場合は、あわせて期間も記入してください。

1. 年単位 (1月1日～12月31日)

2. 年度単位 (4月1日～翌3月31日)

3. その他 (　月　日～翌　月　日)

1ページ

開設年や経営主体など、事業所の概要について記入するページです。

令和5年度調査では、「コロナ」に関する設問が設けられましたが、令和8年度調査では、物価高に関するものなど別の質問となる予定です。

各事業所の状況に合わせてご記入ください

## (2) 会計方法（会計の区分状況）

(5) 調査対象サービスにおける令和4年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

1. 単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
2. 一體会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

※ 収入は調査対象サービス分を把握しているが、支出は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収入・支出を把握している場合も一體会計としてください。

※ 単独会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(収入と支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

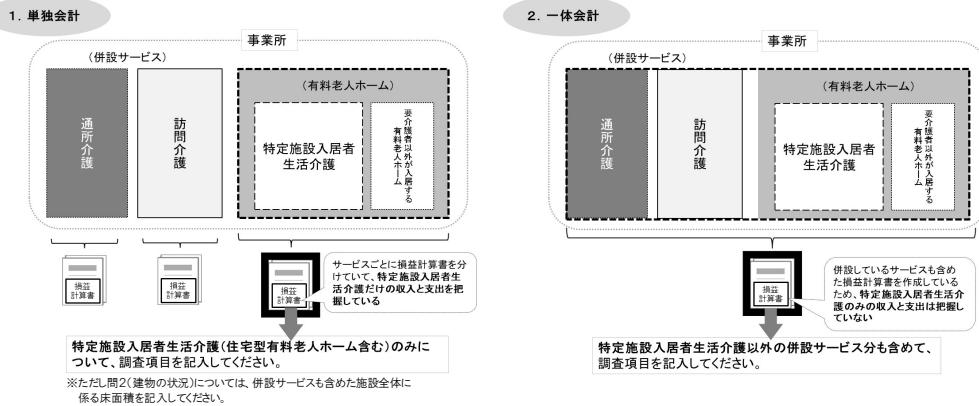
※ 一體会計の場合、問3(職員数と職員給与)、問4(1)、(3)(収入と支出)は、会計を一体的に行っている他の併設サービス分も含めて記入してください。問4(2)(支出)は、調査対象サービス分についてのみ記入してください。

2ページ

ホームの「会計方法」について記入するページです。

皆様の法人では一体で管理していても、できる限り「**単独会計**」として報告してください。

例：有料老人ホーム内で特定施設入居者生活介護を提供し、訪問介護と通所介護を併設している場合



1. 「**単独会計**」は  
介護保険サービス単独で収支を明確に  
分けて管理している（できる）場合に  
選択します。

2. 「**一體会計**」は  
調査対象サービスと建物が提供する  
サービス、そのほかの併設サービスな  
どをまとめて管理している場合に選択  
します。

### 3. 「**単独会計**」をお勧めする背景

特に住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に訪問門介護・通所介護などを併設しており、建物・スタッフを共用している場合は「**一體会計**」で管理されている事業所も多いと思いますが、**本調査は、各サービスの収支状況を確認する調査です。正確な収支差率を報告するため、できる限りサービスごとに収入・支出を按分し、「**単独会計**」として報告するよう努めてください。**

### (3) 対象サービスの利用状況

①訪問介護/旧介護予防訪問介護に相当するサービス

#### 訪問介護

○令和5年4月の1か月分の実績について記入してください。

・介護保険利用者へのサービス提供状況について記入してください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人	
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人に計上してください。

・介護保険以外の利用者(障害者等)へのサービス提供状況について記入してください。

延べ訪問回数	回

#### 旧介護予防訪問介護に相当するサービス

○令和5年4月の1か月分の実績について記入してください。

	要支援1	要支援2	その他※
実利用者数	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回

※ その他には、介護予防・生活支援サービス事業対象者、非該当であって自費でサービスを利用している人や要支援認定申請中の人に計上してください。

4~11ページ

サービスごとに利用状況を記入するページです。

対象となるサービス事業所の利用状況をご記入ください。  
ここでは「訪問介護」を大きく表示しています。

訪問介護/旧介護予防訪問介護に相当するサービス	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人	
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他
実利用者数	人	人	人	人	人
延べ利用者数	人	人	人	人	人

## (4) 調査対象以外の併設サービスの利用状況

(7) 調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの事業所番号、令和5年4月の  
1か月の延べ利用者数等を記入してください。

※1 「延べ利用者数等」については、記入要領を参照のうえ、下記の表に記載のサービスごとに、対応する内容を記入してください。

※2 一休会計となっているサービスとの費用按分等にも使用しますので、漏れのないように記入してください。

サービスの種類	事業所番号	延べ利用者数等※1	
介護老人福祉施設	延べ在所(在院)者数	1	人
介護老人保健施設		2	人
介護療養型医療施設		3	人
介護医療院		4	人
訪問介護（旧介護予防を含む）	延べ訪問回数	5	回
訪問入浴介護（介護予防を含む）		6	回
訪問看護（介護予防を含む）		7	回
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）		8	回
居宅療養管理指導（介護予防を含む）	実利用者数	9	人
通所介護（旧介護予防を含む）		10	人
通所リハビリテーション（介護予防を含む）		11	人
短期入所生活介護（空床利用分を除く） (介護予防を含む)		12	人
短期入所療養介護（介護予防を含む）	延べ利用者数	13	人
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）		14	人
福祉用具貸与（介護予防を含む）		15	人
居宅介護支援（介護予防を含む）		16	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実利用者数	17	人
夜間対応型訪問介護		18	回
地域密着型通所介護		19	人
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		20	人
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）	延べ利用者数	21	人
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）		22	人
地域密着型特定施設入居者生活介護		23	人
地域密着型介護老人福祉施設		24	人
看護小規模多機能型居宅介護	延べ利用者数	25	人

12ページ 上部

「一体的会計」で記入している場合に、調査対象の介護保険サービス以外の併設する介護保険サービスのサービスコードと延べ利用者数を記入する部分です。

例：調査対象が、「訪問介護」で、ホーム内に「居宅介護支援」を併設している場合、「居宅介護支援」のサービスコード・利用数を記入してください。

問1（5）の「会計方法（会計の区分状況）」で「単独会計」と報告している場合、記入不要です。

## (5) 対象サービスの使用面積

12ページ下部

### 問2 令和5年4月時点の建物の状況についておうかがいします。

	全体 (一体会計の場合は、会計を一体的に行っている サービス合計)	うち調査対象サービス
建物床面積		m <sup>2</sup>

- ※ 小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。
- ※ 問1(5)において「一体会計」と回答した場合は、「全体」には、調査対象サービスで利用している床面積と、会計を一体的に行っている他の介護保険サービスや介護保険以外の事業で利用している床面積の合計を記入してください。  
問1(5)において「単独会計」と回答した場合は、「全体」には、併設サービスを含めた施設全体に係る床面積を記入してください。
- ※ 一体会計となっているサービスとの費用按分等にも使用しますので、漏れのないように記入してください。

会計区分にかかわらず使用面積を記入する欄です。  
面積比率は「一体会計」の場合の収支の案分にも利用されます。

# (6) 対象サービスの職員数と人件費

## 問3 令和5年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。

令和5年4月中に給与を支払った職員数と給与・賞与等について、記入してください。  
記入する内容に関しては、必ず記入要領を確認してください。

○ 問1(5)において「単会計」と回答した場合は、常勤・非常勤ともに「調査対象サービス分の換算人員」、非常勤の「実人員」、「調査対象サービス分の換算人員」に対応する「給料」(給与・賞与等)を記入してください。  
常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」欄は記入不要です。

○ 問1(5)において「一休会計」と回答した場合は、会計を一休的に行っている他の介護保険サービス分も含めた常勤・非常勤の「実人員」、常勤・非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」、「実人員」に対応する「給料」(給与・賞与等)を記入してください。

※1 働き種別に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。  
決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。

※2 介護支援専門員・計画作成担当者として従事している者は、1~20のいずれかに分類して記入してください。  
主として従事している職種を決めがたい場合は、番号の若い方を優先して記入してください。

※3 派遣社員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給料は含めないでください。

※4 一休会計となっているサービスとの費用割合等にも使用しますので、漏れのないように記入してください。

職種	常勤			非常勤		
	実人員	調査対象サービス分の換算人員	給料	実人員	換算人員	調査対象サービス分の換算人員
1 管理者	1	-	-	1	-	-
2 医師	2	-	-	2	-	-
3 歯科医師	3	-	-	3	-	-
4 薬剤師	4	-	-	4	-	-
5 看護職員	5	-	-	5	-	-
6 准看護師	6	-	-	6	-	-
7 介護職員	7	-	-	7	-	-
8 うち介護福祉士	8	-	-	8	-	-
9 理学療法士	9	-	-	9	-	-
10 作業療法士	10	-	-	10	-	-
11 言語聴覚士	11	-	-	11	-	-
12 歯科衛生士	12	-	-	12	-	-
13 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	13	-	-	13	-	-
14 生活相談員・支援相談員	14	-	-	14	-	-
15 福祉用具専門相談員	15	-	-	15	-	-
16 栄養士	16	-	-	16	-	-
17 うち管理栄養士	17	-	-	17	-	-
18 調理員	18	-	-	18	-	-
19 事務職員	19	-	-	19	-	-
20 その他	20	-	-	20	-	-
21 1~20のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)	21	-	-	21	-	-
22 ~20のうち訪問介護のサービス提供責任者(再掲)	22	-	-	22	-	-
23 通勤手当(再掲)(令和5年4月分)	23	-	-	23	-	-
24 賞与または賞与引当金額(令和4年度実績の1/12の金額)	24	-	-	24	-	-
25 退職給引当金の実施、退職手当等職員共済に加入する場合にかかる共済への加入(複数回答可)	(1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入 (2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入 (3) 中小企業退職金共済制度に加入 (4) その他共済制度に加入 (5) 退職給与(給付)引当金額の実施 ※(1)~(4)以外 (6) 退職金として支出 ※(1)~(5)に計上される分を除く	掛け金額(令和4年度実績の1/12の金額) →退職給与(給付)引当金(令和4年度実績の1/12の金額) →退職金(令和4年度実績の1/12の金額)			25 26 27 28 29 30	25 26 27 28 29 30
26 法定福利費(事業主負担・令和4年度実績の1/12の金額)	26	-	-	26	-	-

<換算人員の計算方法>  
下記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入してください。

職員の1週間の勤務時間  
施設が定めている1週間の勤務時間

※1か月に数回の勤務である場合  
職員の1か月の勤務時間  
施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

13ページ

対象サービスの職員数と人件費を記入するページです。

対象月に、調査対象サービスに配置されている職員の人数とその方々に支払った給与の総額をご記入下さい。

・サービス提供時間だけでなく、記録業務や研修など関連業務の時間も含めて、正しくご記入ください。

・他業務が主務で、対象サービス業務を兼務している職員がいる場合は、対象サービスの提供にかかわった時間を他業務からの配置人数・支払い給与を案分してご記入ください。

共済や年金など福利厚生に関する費用を年払いしている場合は、昨年度実績支払額の1/12(ひと月分)をもれなくご記入ください。

# (7) 対象サービスの介護保険収入

## 問4 (1) 令和4年度の事業収入(収益)等についておうかがいします。

- 令和4年度の決算期数値における収入(収益)について記入してください。
- 問1(5)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(5)において「一休合計」と回答した場合は、会計を一休的に行っているほかの介護保険サービス分も含めた額を記入してください。  
なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収入(収益)に対応した支出(費用)を問4(3)に記入してください。
- 国庫補助金等特別積立金取崩額は、問4(3)事業支出(費用)として記入してください。
- ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。

科 目	令和4年度決算期数値			
	金額			
	十億	百万	千	円
1 介護老人福祉施設介護料収入(収益)(利用者負担分を含む)				
(1) 介護老人福祉施設	1			
(2) 地域密着型介護老人福祉施設	2			
2 居宅介護料収入(収益)(利用者負担分を含む)				
(1) 訪問介護	3			
(2) 訪問入浴介護(介護予防を含む)	4			
(3) 通所介護	5			
(4) 短期入所生活介護(介護予防を含む)	6			
うち空床利用分(介護老人福祉施設)	7			
うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)	8			
(5) 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	9			
(6) 福祉用具貸与(介護予防を含む)	10			
(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11			
(8) 夜間対応型訪問介護	12			
(9) 地域密着型通所介護	13			
(10) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	14			
(11) 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	15			
(12) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	16			
(13) 地域密着型特定施設入居者生活介護	17			
(14) 看護小規模多機能型居宅介護	18			
(15) その他の居宅介護サービス((1)～(14)に該当しないもの)	19			
I 事業活動収入(収益)				
3 居宅介護支援介護料収入(収益)				
(1) 居宅介護支援介護料収入(収益)	20			
(2) 介護予防支援介護料収入(収益) (介護予防支援事業者からの委託料は含まない)	21			
4 介護予防・日常生活支援総合事業費収入(収益)				
うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	22			
うち旧介護予防通所介護に相当するサービス(利用者負担分を含む)	23			
5 保険外の利用料による収入(収益)				
(1) 介護老人福祉施設利用料収入(収益)				
① 介護老人福祉施設	24			
② 地域密着型介護老人福祉施設	25			
(2) 居宅介護サービス利用料収入(収益)				
① 訪問介護	26			
② 訪問入浴介護(介護予防を含む)	27			
③ 通所介護	28			
④ 短期入所生活介護(介護予防を含む)	29			
うち空床利用分(介護老人福祉施設)	30			
うち空床利用分(地域密着型介護老人福祉施設)	31			
⑤ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	32			
⑥ 福祉用具貸与(介護予防を含む)	33			
⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	34			
⑧ 夜間対応型訪問介護	35			
⑨ 地域密着型通所介護	36			
⑩ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	37			
⑪ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	38			
⑫ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	39			
⑬ 地域密着型特定施設入居者生活介護	40			
⑭ 看護小規模多機能型居宅介護	41			
⑯ その他の居宅介護サービス((1)～(15)に該当しないもの)	42			

14ページ

対象サービスの介護保険収入を記入するページです。

グレーの網掛け部分や小計部分（内訳のある赤■部分）は、特に重要です。内訳の詳細項目に記入されていても、小計部分に記載がないと「0」として処理される可能性があります。小計部分の数字はもれなくご記入ください。

# (8) 介護保険以外の収入

科 目	令和4年度決算期数値			
	金額			
	十億	百万	千	円
(3)食費収入(収益)	43			
(4)居住費収入(収益)	44			
(5)介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入(収益)	45			
うち旧介護予防訪問介護に相当するサービス	45			
うち旧介護予防通所介護に相当するサービス	46			
(6)管理費収入(収益)	47			
うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)	48			
(7)その他の利用料収入(収益)	49			
うち認知症対応型共同生活介護に係るその他の利用料収入(収益)	50			
うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)に係るその他の利用料収入(収益)	51			
6 捐助金収入(収益)	52			
(1)介護職員処遇改善支援補助金	52			
(2)新型コロナウイルス感染症関連の補助金	53			
うち施設内療養に関する補助金	54			
(3)物価高騰対策関連の補助金	55			
(4)その他の補助金収入	56			
7 その他の収入(収益)	57			
(1)入居金収入(収益)	57			
うち特定施設入居者生活介護(介護予防含む)の保険外の利用料に係る収入(収益)	58			
(2)介護予防支援事業者からの委託に係る収入(収益)	59			
(3)その他	60			
8 介護報酬査定減	61	▲		
事業活動収入(サービス活動収益)計				

## 問4 (2)令和4年度の財務活動等及び拠点区分間繰入金による支出についておうかがいします。

- 下記の支出がある場合、資金収支計算書又はキャッシュフロー計算書が、  
 ①介護サービスの種別ごとに区分されている場合、  
 ②介護サービスの種別ごとに区分されなくて、他の介護サービス等と一体となっている場合、  
 のいずれか1つを選択してチェックボックスにチェックをつけてください。

1 チェックボックス	<input type="checkbox"/> ①介護サービスの種別ごとに区分されている	→そのまま調査対象サービス分の支出を記入してください。
	<input type="checkbox"/> ②介護サービスの種別ごとに区分されてなく、他の介護サービス等 と一緒にとなっている	→記入基準を参照し、適切な按分を行ったうえで、 調査対象サービス分の支出を記入してください。

- 「設備資金」とは、施設整備及び設備整備に係る資金です。
- 金額は、利子を含まない元金について、令和4年度に返済した額を記入してください。

科 目	令和4年度決算期数値			
	金額			
	十億	百万	千	円
設備資金借入金元金償還金支出	62			
長期運営資金借入金元金償還金支出	63			
※ただし調査対象サービスが、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の場合に限り、上記項目を記入。				
○ 法人本部において、下記の収入及び支出がある場合、金額を記入してください。				
科 目	令和4年度決算期数値			
拠点区分間繰入金支出(法人本部を繰入先とし、本部以外の拠点区分を繰入元とするもの)	64			
拠点区分間繰入金支出(法人本部以外の拠点区分を繰入先とし、本部を繰入元とするもの)	65			

15ページ 上部

介護保険以外の収入を記入する部分です。

グレーの網掛け部分や小計（赤■）部分は特に重要です。  
小計部分の数字はもれなくご記入ください。

社会福祉法人会計で使われる用語で、各拠点（=事業所・施設）間で収支の不足を補うために、本部や他の拠点から繰り入れる資金のことをいいます。

15ページ 下部

設備資金の返済金や法人本部における拠点区分繰入金がある場合にその額を記入する部分です。

法人で複数ホームを一括管理している場合も、できる限り「単独会計」として売り上げ等で案分して、決算報告額を記入してください。

## (9) 費用 (その1)

(3)-C 企業会計	
科 目	合和4年度決算期数値 金額
1 人件費	1
2 経費	2
(1)給食材料費	3
(2)車両費	4
(3)光熱水費	5
(4)福利厚生費	6
(5)旅費交通費	7
(6)研修費	8
(7)通信運搬費	9
(8)修繕費	10
(9)賃借料	11
① 土地	12
② 建物及び建物付属設備	13
③ 設備器械	14
④ その他の賃借料(①～③に該当しないもの)	15
(10)保険料	16
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	17
② その他の保険料(①に該当しないもの)	18
(11)租税公課	19
(12)委託費	20
① 派遣委託費	21
② 給食委託費	22
③ 送迎委託費	23
④ 清掃委託費	24
⑤ その他の委託費(①～④に該当しないもの)	25
(13)その他の経費((1)～(12)に該当しないもの)	26
3 減価償却費	27
(1)建物及び建物付属設備減価償却費	28
(2)事業船舶設備減価償却費	29
(3)特殊浴槽減価償却費	30
(4)消毒設備減価償却費	31
(5)福利用具減価償却費	
(6)その他の減価償却費((1)～(5)に該当しないもの)	
4 その他の売上原価(1～3に該当しないもの)	
売上原価計(1～4の合計)	
うち人材紹介手数料	
うち消費税課税対象費用計	

18~20ページ

費用について記入するページです。

民間企業の場合、20ページの「(3)-C 企業会計」にご記入ください。

「1. 人件費」は問3で記入した1～26すべての項目の合計額の1年分となっているかご確認ください。

グレーの網掛け部分や小計（赤■）部分は重要です。小計部分の数字は「必ず」ご記入ください。

光熱費、車両費、委託費等の事業所利用相当分を売上げ等に応じ案分して「(2)車両費～(12)委託費」にご記入ください。

例えば、オーナーへの支払い家賃や設備のリース料などは、対象サービスでの使用分を売り上げ等に応じ案分し、その合計額を「(9)賃借料」にご記入ください。

対象サービスにかかる、**営業コスト**（販売促進費、広告宣伝費、入居者募集経費等）、**求人費用、消耗品費等のその他経費**は、事業所利用相当分を売上げ等に応じて案分し、「(13) その他の経費」に記入してください。

## (9) 費用 (その2)

18~20ページ

III 本部経費配賦額(他の事業のための費用は含まない)	32						
うち消費税課税対象費用計	33						
IV 営業外収益							
1 受取利息	34						
2 受取配当金	35						
3 補助金収入							
(1)介護職員処遇改善支援補助金	36						
(2)新型コロナウイルス感染症関連の補助金	37						
うち施設内療養に関する補助金	38						
(3)物価高騰対策関連の補助金	39						
(4)その他の補助金((1)～(3)に該当しないもの)	40						
4 その他の営業外収益(1～3に該当しないもの)	41						
V 営業外費用							
1 支払利息	42						
2 徴収不能額							
3 その他の営業外費用(1, 2に該当しないもの)							
VI 特別利益							
VII 特別損失							
VIII 法人税、住民税及び事業税							

税金や支払利息など、**実際にはホームで支払っていない費用**もあります。本社・本部に確認し、事業所負担相当分を売上げ等に応じて案分しもれなく記入してください。

Ⅲ 本部経費配賦額の未記入が目立ちます。本社で発生する経費（本部職員人件費・役員報酬・事業所に所属していない職員の人件費・広告宣伝・採用・研修等）はすべて「**本部コスト**」として取り扱い、介護報酬を得るために要した費用として売上に応じて各事業所へ案分し、「**本部経費配賦額**」欄に記入してください。

# (スライド24再掲)経営情報の報告に関する入力項目参考資料

## 7. その他（企業会計原則、公益法人会計基準 等）

(注) どの項目に含めるか判断に迷う場合は、以下を参考にされたい。

介護保険最新情報Vol.1297から抜粋

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
介護事業収益	介護事業収益に係る収益
うち施設介護料収益※	介護保険施設にかかる介護報酬収益、
うち居宅介護料収益※	介護保険上の居宅サービスに係る介護
うち居宅介護支援介護料収益※	居宅介護支援及び介護予防支援に係る
うち保険外収益※	介護保険サービスの利用者等利用料収
介護事業費用	介護事業収益に係る費用
給与費	給与に係る費用
うち給与	職員に支払う俸給、諸手当及び賞与
うち役員報酬※	役員（評議員を含む）に支払う報酬、
うち退職給与引当金繰入※	職員に対する退職一時金、退職年金等
うち法定福利費※	法令に基づいて法人が負担する健康保
業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食会社に支払う金額
うち給食委託費※	委託費のうち、給食を他に委託するた
減価償却費	固定資産の減価償却の額
水道光熱費	利用者に直接必要な電気、ガス、水道、灯油、重油等の費用やこれらを事務用に用いる際の費用
その他費用	介護事業費用のうち、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したものと除くもの
うち材料費※	利用者給食のための食材及びおむつ、タオル等の介護用品、医薬品の費用、カテーテル、ガーゼなどの1回毎に消費する診療材料、衛生材料の消費額
うち給食材料費※	利用者給食のための食材及び食品の費用
うち研修費※	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費※	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
うち車両費※	乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額※	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となった金額 ※税抜会計の場合のみ計上
事業外収益※	通常の事業以外の活動から経常的に発生する収益
うち受取利息配当金※	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益
うち運営費補助金収益※	事業の運営に係る補助金、負担金
うち施設整備補助金収益※	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額
うち寄付金※	経常経費に対する寄付金
事業外費用※	通常の事業以外の活動から経常的に発生する費用
うち借入金利息※	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するもの
特別収益※	通常の事業活動以外に臨時の・突発的に発生した収益
特別費用※	通常の事業活動以外に臨時の・突発的に発生した費用
法人税、住民税及び事業税負担額※	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の負担に属するものとして計算された金額

介護保険最新情報Vol. 1297にて示された、令和6年4月1日より施行されている  
介護サービス事業者経営情報において、  

- ・ 賃料や営業コストは  
⇒「その他費用」へ
- ・ 本部コストは  
⇒「その他費用」と  
「うち本部費」の両方に  
入力が必要です。

### 3. 留意事項

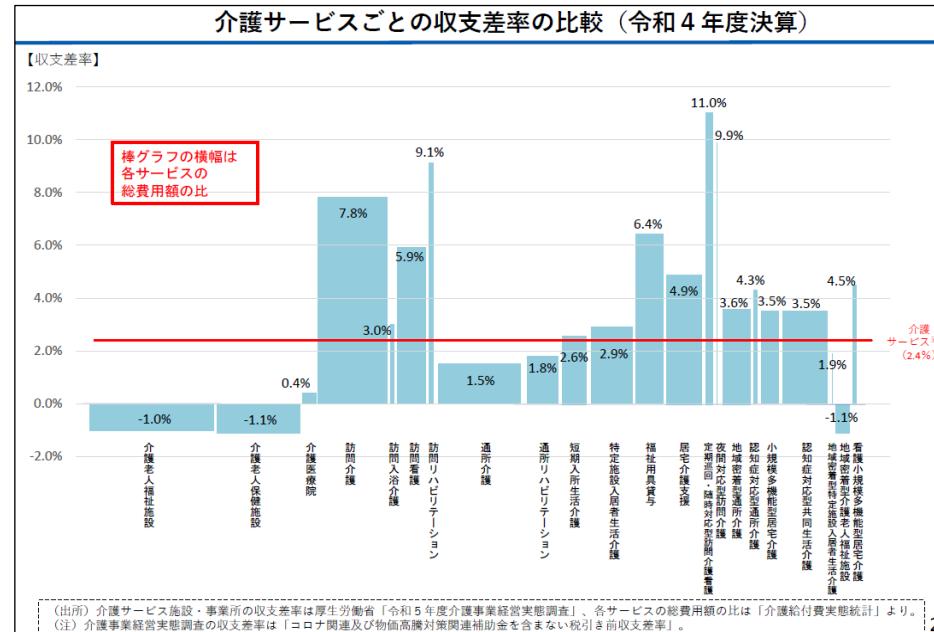
本調査は、各サービスの経営実態（収支差率）を明らかにするものです！

調査票が送られてきた事業者の皆様は、事業所の実態をお伝えする貴重な機会です。  
事業所のみでは正しい数値報告ができない可能性があります！  
必ず本部にも確認し、法人として責任をもってご回答ください！！

★調査票には「収入合計」「支出合計」「収支差率」を記入する欄はありません。

収支差率（利益率）（%）=（収入合計－支出合計）／収入合計×100

収支差率を最終的な「収入」と「支出」の合計から、「収支」の額・率を割り出し、  
会社全体の「利益」の額・率と比較して、妥当かどうか確認し、ご提出をお願いします！！



前回調査時の  
全介護保険サービスの  
平均収支差率は、  
**2.4%**です！！

## 4. (ご参考) 令和7年度介護事業経営概況調査結果

※括弧なしは、税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含まない)

< >内は、税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)

( )内は、税引後収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)

サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減	サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減
施設サービス				福祉用具貸与	5.7%	5.4%	▲0.3%
介護老人福祉施設	1.3% <1.9% (1.9%)	1.4% <1.6% (1.6%)	+0.1% <▲0.3% (▲0.3%)	居宅介護支援	6.2% <6.4% (5.9%)	6.2% <6.3% (5.9%)	0.0% <▲0.1% (0.0%)
介護老人保健施設	▲0.6% <▲0.1% (▲0.4%)	0.6% <0.8% (0.7%)	+1.2% <+0.9% (+1.1%)	地域密着型サービス			
介護医療院	4.2% <4.5% (4.3%)	3.5% <3.6% (3.4%)	▲0.7% <▲0.9% (▲0.9%)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14.6% <14.8% (13.7%)	13.4% <13.4% (12.9%)	▲1.2% <▲1.4% (▲0.8%)
居宅サービス				夜間対応型訪問介護（注1）	15.2% <15.9% (15.0%)	12.8% <12.9% (12.2%)	▲2.4% <▲3.0% (▲2.8%)
訪問介護	11.1% <11.3% (10.6%)	9.6% <9.7% (9.1%)	▲1.5% <▲1.6% (▲1.5%)	地域密着型通所介護	5.8% <6.2% (5.8%)	6.3% <6.6% (6.2%)	+0.5% <+0.4% (+0.4%)
訪問入浴介護	5.1% <5.3% (4.2%)	5.3% <5.6% (4.5%)	+0.2% <+0.3% (+0.3%)	認知症対応型通所介護	6.6% <7.0% (6.7%)	5.3% <5.5% (5.2%)	▲1.3% <▲1.5% (▲1.5%)
訪問看護	11.9% <12.0% (11.3%)	10.3% <10.3% (9.7%)	▲1.6% <▲1.7% (▲1.6%)	小規模多機能型居宅介護	5.2% <5.5% (5.2%)	6.0% <6.2% (5.9%)	+0.8% <+0.7% (+0.7%)
訪問リハビリテーション	11.8% <11.9% (11.5%)	10.8% <10.8% (10.5%)	▲1.0% <▲1.1% (▲1.0%)	認知症対応型共同生活介護	4.5% <5.1% (4.7%)	4.9% <5.1% (4.8%)	+0.4% <0.0% (+0.1%)
通所介護	6.5% <6.8% (6.5%)	6.2% <6.4% (6.0%)	▲0.3% <▲0.4% (▲0.5%)	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.5% <0.9% (0.5%)	0.4% <0.5% (0.1%)	▲0.1% <▲0.4% (▲0.4%)
通所リハビリテーション	2.4% <2.7% (2.6%)	2.0% <2.1% (1.9%)	▲0.4% <▲0.6% (▲0.7%)	地域密着型介護老人福祉施設	1.9% <2.3% (2.3%)	2.2% <2.3% (2.3%)	+0.3% <0.0% (0.0%)
短期入所生活介護	4.1% <4.6% (4.5%)	2.7% <2.9% (2.9%)	▲1.4% <▲1.7% (▲1.6%)	看護小規模多機能型居宅介護	5.0% <5.3% (4.9%)	6.5% <6.7% (6.3%)	+1.5% <+1.4% (+1.4%)
特定施設入居者生活介護	4.5% <5.0% (4.1%)	5.3% <5.4% (4.3%)	+0.8% <+0.4% (+0.2%)	全サービス平均（注2）	4.7% <5.1% (4.7%)	4.7% <4.8% (4.4%)	0.0% <▲0.3% (▲0.3%)

## 4. (ご参考) 令和7年度介護事業経営概況調査結果

### 同一建物減算の算定有無別の収支差率について（令和6年度決算）

	全体	同一建物減算あり		減算なし	
		回答数	回答数	回答数	回答数
訪問介護	9.6%				
	(10%減算)	11.5%	109	10.0%	453
	(12%減算)	7.7%	62		
訪問入浴介護	5.3%	…	…	5.5%	202
訪問看護	10.3%	8.6%	29	10.6%	224
訪問リハビリテーション	10.8%	16.9%	29	9.9%	367
通所介護	6.2%	7.1%	75	6.1%	358
通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	21	2.0%	294
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	13.4%				
	(△600単位)	7.4%	182	14.2%	210
	(△900単位)	23.5%	31		
夜間対応型訪問介護	12.8%	…	…	12.8%	62
地域密着型通所介護	6.3%	5.5%	36	6.4%	281
認知症対応型通所介護	5.3%	13.1%	11	4.8%	186
小規模多機能型居宅介護	6.0%	7.8%	36	5.6%	203
看護小規模多機能型居宅介護	6.5%	5.6%	102	6.9%	302

## 4. (ご参考) 令和7年度介護事業経営概況調査結果

### 有効回答数及び有効回答率の状況

	令和7年度概況調査			(参考)令和4年度概況調査			(参考)令和5年度実態調査		
	調査 客体数	有効 回答数	有効 回答率	調査 客体数	有効 回答数	有効 回答率	調査 客体数	有効 回答数	有効 回答率
介護老人福祉施設	1,787	1,096	61.3%	2,126	1,355	63.7%	2,159	1,427	66.1%
介護老人保健施設	1,000	475	47.5%	1,193	591	49.5%	1,191	611	51.3%
介護療養型医療施設	—	—	—	118	39	33.1%	—	—	—
介護医療院	724	303	41.9%	487	205	42.1%	664	311	46.8%
訪問介護	1,502	638	42.5%	1,194	515	43.1%	3,105	1,311	42.2%
訪問入浴介護	454	205	45.2%	介護老人福祉施設(特養)、 介護老人保健施設(老健)と 比較して回答率が低位					
訪問看護	522	254	48.7%				431	53.7%	
訪問リハビリテーション	969	396	40.9%				604	50.4%	
通所介護	893	433	48.5%	756	268	35.4%	2,318	847	36.5%
通所リハビリテーション	744	315	42.3%	889	475	53.4%	2,241	1,205	53.8%
短期入所生活介護	591	294	49.7%	743	300	40.4%	1,460	620	42.5%
特定施設入居者生活介護	1,099	445	40.5%	584	341	58.4%	1,441	784	54.4%
				1,049	438	41.8%	1,400	625	44.6%

---

## VI　まとめ

# 行政への適正な数値報告（全員参加が必須）の確認

財源の確保



財源の分配

2024年度介護報酬改定、プラス1.59%改定  
このうち0.98%は「介護職員等の処遇改善」に充てられ、残り0.61%が「実質的な本体プラス」部分となるなお、この0.61%の中で「看護職員やケアマネジャーなどの処遇改善」対応を行うこととする・・・

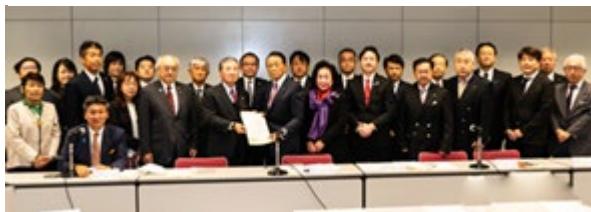
令和5年11月27日  
地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟  
会長 麻生太郎 先生

全国老人保健施設連盟 委員長 福嶋 啓祐  
一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長 斎藤 正行  
一般社団法人介護人材政策研究会 代表理事 天野 尊明  
高齢者住まい事業者団体連合会 代表幹事 市原 後男  
一般社団法人全国介護事業者協議会 理事長 座小田孝安  
全国介護事業者政治連盟 会長 久野 義博  
全国介護福祉政治連盟 会長 平石 朗  
全国創立記念事業者連盟 会長 赤枝晶紀子  
全国個室ユニット型施設推進協議会 代表 佐々木第一郎  
全国社会福祉法人新幹部協議会 会長 磯 伸哉  
全国社会福祉法人政治連盟 会長 横田 匠  
公益社団法人全国老人保健施設協議会 会長 大山 知子  
公益社団法人全国老人保健施設協議会 会長 東 勝太郎  
一般社団法人日本介護支援専門員協議会 会長 柴口 里則  
日本介護支援専門員連盟 会長 鹿岡三之輔  
公益社団法人日本介護福祉士会 会長 及川ゆりこ  
一般社団法人日本高齢就労者協議会 会長 深浦 順一  
一般社団法人日本介護協会 会長 森 信介  
一般社団法人日本介護療法士協会 会長 山本 伸一  
日本介護療法士連盟 会長 杉原 素子  
公益社団法人日本認知症グループホーム協会 会長 河崎 茂子  
日本認知症グループホーム連盟 会長 河崎 茂子  
一般社団法人日本福祉用具供給協会 会長 小野木孝二  
日本福祉用具供給事業者連盟 会長 小野木孝二  
一般社団法人日本慢性期医療協会 会長 横木 康子  
公益社団法人日本医学療法士協会 会長 斎藤 秀之  
日本理学療法士連盟 会長 山根 一人  
(公印省略)

令和6年度介護報酬改定について(要望)

長引く物価高騰により、介護事業所の経営は依然として厳しい状況にあります。公的価格である介護報酬ではコスト増を価格に転嫁することが難しく、経営努力にも限界があります。十分な賃上げもままならないことから、異業種への人材流出も増えております。

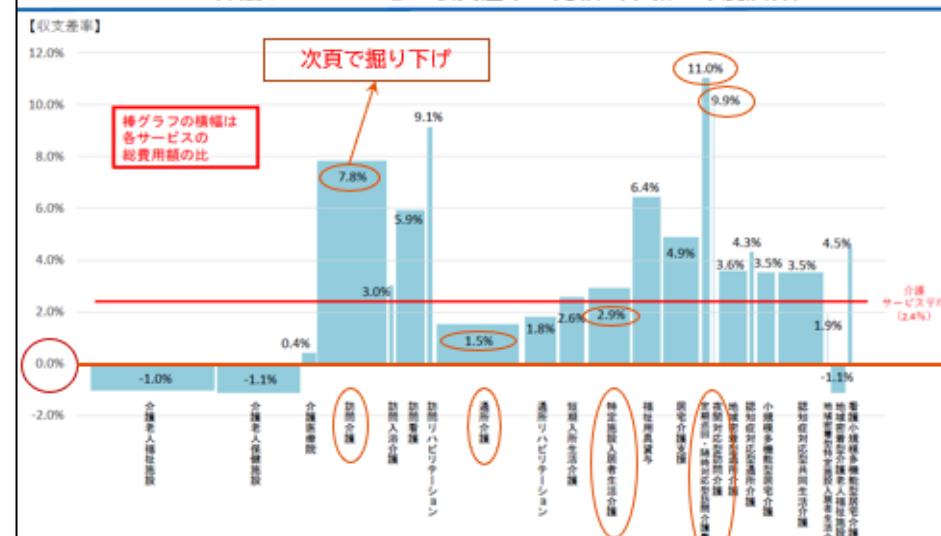
そこで、介護事業者の健全な経営が可能となり、介護現場で働く人々の継続的な賃上げを実現するため、令和6年度介護報酬改定では大幅なプラス改定となるようお力添えを賜りたく、ここに要望いたします。



2024年度介護報酬改定のポイント

- ① サービス収益に応じた配分
- ② 処遇改善改定
- ③ 生産性向上

介護サービスごとの収支差率の比較（令和4年度決算）



# 最新情報のご案内

---

有老協のホームページでは、ホーム運営に役立つ、以下のような情報を掲載しています。

2025年10月08日

「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関するとりまとめ（素案）」へのパブリックコメント（意見の募集）開始

<https://www.yurokyo.or.jp/info/view/6143>

2025年12月22日

【お知らせ】介護保険部会における「とりまとめに向けた議論」の「ケアプラン一部有料化」に関する内容と有老協での考え方

<https://www.yurokyo.or.jp/info/view/6251>

2026年01月21日

介護保険最新情報Vol.1462 「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ & A（第1版）」

<https://www.yurokyo.or.jp/info/view/6313>

2026年01月23日

【お知らせ】令和8年度介護報酬改定（案）に関する直近のお知らせ

<https://www.yurokyo.or.jp/info/view/6255>

## 業界団体への参加のお願い

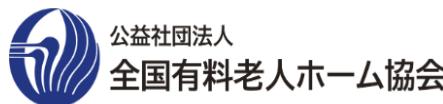
これまでの経緯をふまえ、「サービス外付け型ホーム」と呼ばれる住宅型やサ高住は、厳しい環境に直面しています。

生活の自由度と併設サービスによる柔軟性を活かし、地域の高齢者向け住まい選びの中で存在感を発揮するため、次の介護報酬改定では、皆様の声をしっかりと幅広く国に届ける必要があります。

有老協、高住協では、経営向けの情報提供や会員同士の情報交換にも力を入れていきたいと考え、業界の情報収集や地域活動（同業での意見交換）に興味のある方はぜひご一報ください。



高齢者住宅協会サ高住運営事業者部会事務局（サ高住）  
E-Mail : [sakoujyubukai@shpo.or.jp](mailto:sakoujyubukai@shpo.or.jp) 03-6689-7917



公益社団法人全国有料老人ホーム協会事務局（住宅型）  
E-Mail : [info@yurokyo.or.jp](mailto:info@yurokyo.or.jp) 03-5207-2761